

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

12月4日～10日は
人権週間

12月4日(日)～10日(土)は人権週間です。この機会に改めて人権について考えてみましょう。今回は、NPO法人レジリエンス代表理事の西山さつきさんから「ドメスティック・バイオレンス(DV)」をテーマに寄稿いただきました。

◆誰にも言えない
パートナー間での暴力

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫婦間など親密なパートナーシップ間での暴力です。本来パートナーシップは対等であることが望ましい形ですが、DVのある関係では加害者が権力を握り、パートナーを支配し、支配のために暴力を用います。次の「支配があるかどうかのチェックリスト」

支配があるかどうかの チェックリストより一部抜粋

(出典「傷ついたあなたへ」レジリエンス著)

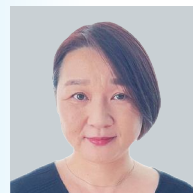
- パートナーの言うことは絶対だ
- 自分の希望をパートナーに伝えるのはとてもエネルギーがいる
- パートナーが帰ってくると緊張する
- パートナーを恐れている
- パートナーがいる前で電話をしたくない
- パートナーを待たせることはできないと思っている
- パートナーが、機嫌が良い状態であるためにはどんなことでもすると思う
- どんなに自分が楽しんでいても、パートナーの機嫌が悪くなると、もう楽しむことはできない

◆さまざまな暴力の形

暴力は身体的暴力だけではなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、インターネットやスマートフォンを使ったデジタル暴力などさまざまです。精神的暴力が用いられているDVは、モラル・ハラスメントと表現されることもあります。

身体的暴力は殴る蹴るだけではなく、飲み物・食べ物を与えない、治療を受けさせないなど

DV被害者 孤立させないで



西山さつきさん寄稿

にしやま・さつき 2003年「レジリエンス」結成時からトラウマ、レジリエンス、DV、デートDVに関する講演、研修会の講師として活躍。全国各地で行政機関、警察、企業、被災地、被害当事者、当事者の家族・友人、支援者、学生、教育関係者など、さまざまな立場の人々に有用な情報を伝えている。DV・トラウマからの回復のための「こころのcare講座」は2003年より開催を続け、講座開催可能なファシリテーターの養成を行い、講座は現在被災地をはじめ全国各地で開催されている。

◆子どもへの悪影響

子どもの目の前でDVが行われることは「面前DV」という虐待の一種です。面前DVがなかったとしても、家の中の絶え間ない緊張や恐怖は子どもに悪影響を与えます。また、DVのある家庭では、そうでない家庭に比べ身体的虐待、性虐待がおきる確率も高くなります。

◆被害者が別られない理由

DVがあれば、別れた方がいいと周囲の人は考えるかもしれませんが、DV被害にainaながらも別れたくないという被害者は少なくありません。被害者が別られない理由はさまざまですが、トラウマティック・ボンディング(トラウマが起きている関係の中でできる

つながり)という心理的な影響が大きくなります。DV加害者は暴力の後に優しくなったり、しばらくは暴力の

ない時間が続いたりします。しかし、再び緊張は高くなり、加害者は暴力を振ります。暴力と優しさという正反対の要素

が、一方から一方へ繰り返し送り込まれることは、戦場で捕虜に対して行われる洗脳と同じです。被害者は「ここから離れられない」「なんとかここでもま

くやっていかななくてはならない」という特殊な心理になります。これがトラウマティック・ボンディングです。

◆周囲の理解

周囲の人はこのような心理があることを理解し、別れられない被害者を責めるのではなく、配偶者暴力相談支援センターな

どの相談先があることを伝えるようにしてください。DV被害者は、加害者によって周囲から孤立させられている場合もあります。また、DVに無理解な人から「あなたが悪かったから暴力があったのでは？」などという二次加害の言葉を受けて、相談ができなくなっていることもあります。

孤立は人を弱らせます。被害者を理解する専門の支援につながることは、DV被害からの回復の第一歩となります。人間関係の中で起きた傷つきは、良い人間関係の中で回復することができるのです。

内閣府が3年に1回行っている調査では、4人に1人の女性が配偶者からの暴力を経験しているとの調査結果がでています(令和2年度分)。

DVは私たちの身近で多く起きている社会問題です。被害者だけでなく、社会がDVを理解し、二次加害がない対応をできるようにすることもDV対策として重要です。

◆最後に

被害者は傷ついて弱い人という印象があるかもしれませんが、しかし、被害者はとても力があります。「今日一日なんとか安全に過ごそう」「この状況をなんとか良くしていこう」と、たくさんの力を使って生き延びているのです。そして、これらの力は被害者を輝かせるための力として使うこともできます。

私たちの団体では、被害者のことは輝ける力を持っている人というメッセージと敬意をこめて「☆(ほし)さん」と呼んでいます。☆さんと、その子どもたちのDVからの回復を心から願っています。

人権擁護委員は、身近な相談相手 一人で悩まず、相談してみませんか？

人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。市では、現在7人の人権擁護委員が、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動を行っています。相談は無料で、秘密は厳守されますので、困ったことがあれば、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。(12月の人権相談は、17面に掲載)

例えば、こんな時にご相談ください

- ★子どもが学校でいじめられている。先生にも相談したのだけれど…
- ★ご近所とうまくいかない。いやがらせかな？と思うことが…
- ★相手の暴力から逃げ出したいのだけれど…

- ★「誰のおかげで生活できているんだ」と言われて…
- ★私にも大事な仕事を任せてほしいのだけれど、女だからと言われて…
- ★職場での人間関係に悩み、不安やストレスが…
- ★高齢になった父母の介護に疲れている、私も年なので…